

## 第6章 景観重要建造物の指定の方針（景観法第8条第2項第3号）

市内には、文化財指定には至らないものの、地域の景観形成に重要な建造物（建築物又は工作物）が多く存在しています。これらの貴重な景観資源を良好な状態で保全し、地域の魅力の向上にいかしていくことが重要です。

そこで、以下に該当する、地域の景観形成上重要と認められる景観資源を対象に、所有者の意見を十分に聴いて、景観法に基づく「景観重要建造物」としての指定を行います。

景観重要建造物の指定の方針
○道路その他公共の場所からだれでも見ることができること
○歴史的又は文化的に価値の高い建造物であること
○地域の景観を先導し、又は承継し特徴づけている建造物であること